

令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和2年3月23日（月）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和2年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 令和2年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 報告第2号 瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第5 報告第3号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定こどもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示について
- 日程第6 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について
- 日程第8 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について
- 日程第9 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について
- 日程第10 議案第12号 瑞穂市社会教育推進員設置規則の制定について
- 日程第11 議案第13号 瑞穂市青少年育成推進員設置規則の制定について
- 日程第12 議案第14号 瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示について
- 日程第13 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 議案第16号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について
- 日程第15 議案第17号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

- 日程第16 議案第18号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第17 議案第19号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令について
- 日程第18 議案第20号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について
- 日程第19 議案第21号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第20 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の制定
について
- 日程第21 意見聴取 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止につ
いて
- 日程第22 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関す
る規則の一部を改正する規則について
- 日程第23 教育長の報告
- 日程第24 そ の 他
閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明
加 藤 悟
森 下 伊三男
加木屋 加緒里
大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	児 玉 太
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	小 川 瑞 樹

幼児支援課長	林	美	穂
幼児支援課総括課長補佐	今	木	浩
生涯学習課長	児	玉	睦
生涯学習課主幹	辻	治	彦
生涯学習課総括課長補佐	野	津	浩

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 松野英泰

○傍聴者

なし

開会 午後 14 時 00 分

開会及び開議の宣告

○教育長 只今から令和 2 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1 令和 2 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 令和 2 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいております。既に、事務局へ訂正箇所のお申出がありますが、その他ご異議ございませんか。

異議がないようですので、訂正箇所を修正して、令和 2 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 令和 2 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について

○教育長 日程第 2 令和 2 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について、議題と致します。

本日のご確認となりましたが、ご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和 2 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 3 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加木屋委員にお願い致します。

日程第 4 報告第 2 号 瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令について

○教育長 日程第 4 報告第 2 号 瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 報告第2号 瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令について、瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、「保育所保育料」について、幼児教育・保育の無償化により、3歳未満児の保育料と3歳以上児の給食費の徴収が必要になったことから「保育所保育料等」に改め、「幼稚園保育料」については、幼稚園保育料のほかに交通安全協力費を徴収していることから、「幼稚園保育料等」に改めるため、要綱の一部改正を行ったもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 保育所保育料の無償化により副食費の収納が必要となり、幼稚園については交通安全協力費の収納をおこないますので「等」を加える改正となります。

ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第2号 瑞穂市収納金の口座振替収納事務取扱要綱の一部を改正する訓令について、承認することと致します。

日程第5 報告第3号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定こどもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示について

○教育長 日程第5 報告第3号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定こどもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 報告第3号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定こどもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示について、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定こどもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市立保育所以外の保育所、認定子ども園、特定地域型保育事業所を利用する多子世帯

の保護者に副食費を助成するため、要綱を制定するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

今までは、県単で18歳から数えて3人目の子供さんは無償でした。保育料の無償化により市の保育所規則がおよばない公立以外の保育所などでは給食費の支払いが生じる場合があります。これを県の事業で補助されることとなったため要綱を制定します。提案理由の特定地域型保育所とはどこですか。

○**幼児支援課長** 市内では、まめっこ保育園、ニチイキッズ瑞穂保育園やちびっこ園。ミズホなどの小規模保育所が該当します。

○**教育長** 企業主導型保育園もあります。

○**幼児支援課長** 該当しません。

○**教育長** 今のところ該当者はいませんが、新年度より生じる場合もありますので要綱の制定をするものです。ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 報告第3号 瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定こどもに係る副食費助成事業実施要綱を制定する告示について、承認することと致します。

日程第6 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第6 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和2年3月23日、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、私立保育所等が実施する保育環境改善等事業補助金及び保育補助者雇上強化事業について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 保育環境改善等事業補助金ですがマスク、空気清浄機などありますが、その他はありますか。

○**幼児支援課長** 今年度中に購入したものが補助の対象となります。来年度も継続されるかは分かりません。品目としてはその他には手指消毒器などです。

○**加藤委員** テレビでは、外国においてですが登園する子ども達の体温を測っていました。できる範囲で補助されれば購入していただけるといいのですが。

○**教育長** 今年度に支払いが終了するものが対象でした。来年度も継続されれば参考にさせていただきます。

○**加藤委員** その他に外国人の方についてですが、自動翻訳機についてはどうですか。

○**幼児支援課長** 保育所でも自動翻訳機を外国人の多いと思われる牛牧第二、本田第二、南保育・教育センターに貸し出しました。その他の保育所においては、必要な時にその都度貸し出しをします。外国人の方が多くても日本語が話せる方がいる園には機器を貸し出していません。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について

○**教育長** 日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について、瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1項の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年3月23日提出。瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）の一部の施行期日を定める政令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布に伴い、瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）を策定するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 任命権者が異なりますので、それぞれに策定するものです。ご質疑ございませんか。

○**大平委員** 雇用率が定められていて、それ以上であり良いのですが、障がい者の方がやりがいをもって仕事をしていただくのが一番です。どのような所で活躍をされていますか。

○**教育総務課長** 市の配属先についてはプライバシーの関係もあります。どの方がどのような障がいをお持ちで、どの配属先にいられるのか詳細については分かりかねます。この計画策定にあたり障がい者の方が5名以上いる場合には、生活相談員等の配置が必要となります。市長部局に任用された方が多くみえますが、来年度よりは会計年度任用職員の方の雇用となり教育委員会部局への配属となった場合には適正な部署への配属が必要となります。

○**大平委員** 配属された方とのコミュニケーションを取りながら、その人の成長や特性に適する仕事をしていただきたいと思います。

○**教育総務課長** 本日は、「案」として提出させていただきましたが、今後は庁内でもご意見をいただきますので、少々の文言等の変更についてはご理解ください。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。ご異議はございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画（案）の策定について、可決することと致します。

日程第8 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について

○**教育長** 日程第8 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正

する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第8 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、瑞穂市会計年度任用職員の任用等に際し教育委員会関係規則の整備を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

○加藤委員 資料の第2条関係に「制度の厳格化」とはなんですか。

○教育総務課長 嘱託職員、補助職員として雇用をしていますが、雇用者の格差などの是正や公平性のため、市の職員と同様の雇用や勤務の条件となります。

○加藤委員 嘱託職員や補助職員は、公務員として雇用の条件が限定されていましたが、それなどが確保されるのですか。

○教育総務課長 はい。

○大平委員 通勤手当などの支給もですか。

○教育総務課長 はい。

○教育長 単位は1年としての雇用となりますが、公務員と同様な扱いとなります。

○森下委員 嘱託職員、補助職員は廃止されるのですか。

○教育総務課長 はい。

○加藤委員 図書関係の職員もですか。

○生涯学習課長 はい。本年度まで嘱託職員や補助職員の図書館職員もいましたが、来年度からは会計年度任用職員となります。

○加藤委員 勤務時間や手当などの支給も同じになるのですか。

○生涯学習課長 勤務時間は、繁忙期の短期の雇用の方や、7時間勤務の方もみえます。

○加木屋委員 第3条の廃止についての説明をお願いします。

○学校教育課長 ALTとして外国人の方を派遣していただく制度がありましたが、業務派遣の委託にすることで廃止にします。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。ご異議はございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第10号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則の制定について、可決することと致します。

日程第9 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について

○教育長 日程第9 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、瑞穂市会計年度任用職員の任用等に際し教育委員会関係要綱の整備を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 4条関係については規則に替えるもの、制度は継続しますが要綱を廃止するものなどに分かれています。先ほどの議案は規則についての整備でしたが、この議案は要綱に関する整備です。

その他ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定について、可決することと致します。

日程第10 議案第12号 瑞穂市社会教育推進員設置規則の制定について

○**教育長** 日程第10 議案第12号 瑞穂市社会教育推進員設置規則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 議案第12号 瑞穂市社会教育推進員設置規則の制定について、瑞穂市社会教育推進員設置規則案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、社会教育推進員を設置するため必要な規則を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 規則にすることで、制度の厳格化にもなります。自治会に1名が原則となります。大きな自治会では、場合により2名です。職務は規則のとおりです。

ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第12号 瑞穂市社会教育推進員設置規則の制定について、可決することと致します。

日程第11 議案第13号 瑞穂市青少年育成推進員設置規則の制定について

○**教育長** 日程第11 議案第13号 瑞穂市青少年育成推進員設置規則の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 議案第13号 瑞穂市青少年育成推進員設置規則の制定について、瑞穂市社会教育推進員設置規則案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、青少年育成推

進員を設置するため必要な規則を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 議案中の訂正をお願いします。

ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第13号 瑞穂市青少年育成推進員設置規則の制定について、可決することと致します。

日程第12 議案第14号 瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示について

○**教育長** 日程第12 議案第14号 瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第14号 瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示について、瑞穂市学校評議員会運営要綱（平成19年教育委員会告示第5号）を廃止する告示案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年教育委員会規則第8号）並びに瑞穂市立幼稚園管理規則（平成15年教育委員会規則第13号）の一部改正に伴い、瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** コミュニティスクールが始まりました。運営協議会が機能をしていません。評議委員会は無くなりましたので要綱を廃止するものです。

その他ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第12 議案第14号 瑞穂市学校評議員会運営要綱を廃止する告示について、可決することと致します。

日程第13 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第13 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改

正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 教育総務課長** 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和2年度より学校給食事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行することに伴い、給食費を改定する必要があるため、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** 消費増税により今年度改正をしましたが、給食事業特別会計の一般会計化により改正をいたします。

ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第13 議案第15号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第14 議案第16号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について

- 教育長** 日程第14 議案第16号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 教育総務課長** 議案第16号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について、瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱（令和元年瑞穂市教育委員会告示第22号）の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和2年度より学校給食事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行することに伴い、給食費を改定する必要があるため、瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正するもの

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 減額として取り扱う、日額の基準です。

○**教育長** ご質疑ございませんか。ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。日程第14 議案第16号 瑞穂市給食センター給食費減額取扱要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

日程第15 議案第17号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第15 議案第17号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第17号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号）第7条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されたため、瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 業務量の適切な管理についてを定めます。

ご質疑ございませんか。ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。日程第15 議案第17号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第16 議案第18号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第16 議案第18号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 議案第18号 瑞穂市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、瑞穂市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市学校運営協議会規則（平成30年瑞穂市教育委員会規則第9号）の施行により瑞穂市小中学校が学校運営協議会を設置するため、幼稚園管理規則の一部を改正するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 小中学校では運営協議会として設置されます。幼稚園についてはどのようにしていくと良いかとしまして、評議会として設置をいたします。

○**森下委員** 幼稚園は、なぜ運営協議会ではないのですか。

○**学校教育課長** 市の場合、運営協議会は中学校区となっています。公立の幼稚園は市内全域からの児童となります。コミュニティスクールとしての位置づけは難しいと考えます。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。日程第16 議案第18号 瑞穂市幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第17 議案第19号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令について

○**教育長** 日程第17 議案第19号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 議案第19号 瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令について、瑞穂市立保育所運営規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、本田第2保育所及び南保育・教育センターの3号認定利用者の増に伴い、利用定員を変更するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 定員の総数は変わりませんが本田第二、南保育・教育センターにおいて、2号定員、3号定員の変更をするものです。

待機児童については、現在どうですか。

○**幼児支援課長** 現在のところでは、待機となる児童はありません。

○**教育長** ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第17 議案第19号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令について、可決することと致します。

日程第18 議案第20号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について

○**教育長** 日程第18 議案第20号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 議案第20号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、瑞穂市青少年育成推進員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会告示第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市青少年育成推進員設置規則（令和2年瑞穂市教育委員会規則第4号）第3条の規定により、瑞穂市青少年育成推進員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 10名の方を来年度より2年間委嘱いたします。委員のうち9名の方が引き続きとなります。

ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第18 議案第20号 瑞穂市青少年育成推進員の委嘱について、可決することと致します。

日程第19 議案第21号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について

○**教育長** 日程第19 議案第21号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 議案第21号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、瑞穂市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会告示第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、瑞穂市スポーツ推進委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 26名の中で21名です。

○生涯学習課長 活動は4月から始まりますので、現在の方で可決していただければ委嘱をいたします。

○加藤委員 巢南校区とありますが、小学校単位ではありませんか。

○教育長 活動委員会の名称です。巢南地域は巢南中校区として活動されています。

○大平委員 実際に活動される校区ですね。

○生涯学習課長 はい。

○教育長 校区内の小学校は網羅されていますか。

○加藤委員 中小校区が少ないようですね。

○教育長 その他ご質疑ございませんか。ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第19 議案第21号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第20 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の制定について

○教育長 日程第20 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の制定について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要

綱の制定について、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱案を別添のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が、放課後児童健全育成事業を行うに当たり、事業費に係る補助金を交付するため、要綱を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 算定基準は県ですか。

○**幼児支援課長** 表の上が国で、下が県の算定基準となります。

○**森下委員** 第3条第2項で5名以上となりますが、以下の場合はどうなりますか。

○**幼児支援課長** 現在の届け出では、平日24名、長期休暇期間が6名の予定でありますので基準内です。

○**教育長** 要綱の制定により、他の団体も開設されるかもしれません。

その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第20 意見聴取 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の制定について、承認することと致します。

日程第21 意見聴取 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について

○**教育長** 日程第21 意見聴取 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 意見聴取 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する告示について、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第145号）を廃止する告示を別紙のとおり提出する。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、幼児教育・保育の無償化に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助事業が廃止され、子育てのための施設等利用給付に移行することから、瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金

交付要綱を廃止するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** この議案は、意見聴取ですが何故ですか。

○**学校教育課長** この要綱は市の告示となっています。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第21 意見聴取 瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について、承認することと致します。

日程第22 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第22 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和2年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示の制定及び教育委員会に対する事務委任及び補助執行の規則整備のため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 市長の権限に属する事務について教育委員会や事務局職員に委任、補助執行させることにより補助金などの仕事を行うことができるようになります。

その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第22 意見聴取 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

日程第 2 3 教育長の報告

○**教育長** 今年度最後の委員会になります。ありがとうございました。

この3月は、新型コロナウイルスの対応で学校では3月2日より臨時休業となっています。保護者の方への対応では、ホームページやメール、電話などの状況確認で学校は連絡を取ってくれています。社会体育施設の貸出しにおいて3月3日より使用中止としています。しかし、やらなければならない事業もあります。福祉の乳幼児などの受診や来年度は選挙など方法を工夫して実施していくこととなります。また、来年度の準備を考えていかなければなりません。施設の開放であるとか、学校の再開についてどうするのか。国や他市の状況も見ていかなければなりません。先週までは、県内も落ち着いた状況でありましたが外国に行っていたなどで感染先が不明など県内では5名の陽性者が発生しています。この中で瑞穂市はどうしていくのか。学校の再開ができるように、入学式や入園式をよく考えていかなければなりません。市としては対策本部を設置していますので方向性を示していくこととなります。

学校では、3月にやるべきであった授業の洗い出しをしています。これを新年度で行うにはどのようにするのか、土曜授業や夏季休暇の短縮など校長会とも話し合いが必要です。しかし、その都度変えることもできないので、ある程度は示していく必要があると思います。

人事については、本日、小中学校などの内示が出ました。市の職員については25日に内示となります。

残るは、小学校卒業式となります。

日程第 2 4 その他

○**教育長** 日程第 2 4 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 3月定例議会においては、日程の変更がありました。一般質問や委員会なども省略されました。本日の報告議案にもあります議案についても議案を1件ずつ決議することとなりました。教育委員会関係では、瑞穂市いじめ問題対策委員会の設置や一般会計予算では電子黒板、GIGAスクールなど、保育所の整備などの質疑答弁をさせていただき可決されました。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 教育委員会での議案でもあります。令和2年度の1千万円以上の工事について次回委員会に提出を予定していますのでお願いします。また、今後の小中学校の施設整備にあたり施設の個別計画の策定を予定していますのでご報告をさせていただきます。

○**教育長** 学校教育課長

○**学校教育課長** 第1回臨時会においての県費教職員の異動についてご承認ありがとうございました。本日、県下一斉での内示が行われています。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 3月2日より学校の休校により放課後児童クラブについては一日のお預かりとなりました。指導者が不足となりましたが、8時より14時まで学校の先生のご協力により運営ができました。3月12日より3クラブ、3月16日に2クラブ、18日よりは全て市の職員にて受け持つ体制となりましたので報告させていただきます。

○**教育長** 新規の方はみえましたか。

○**幼児支援課長** 1名でした。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 別添で配布させていただいています「生涯スポーツの推進に向けたスポーツ実施率の向上について」の答申書を26日に答申されます。スポーツ実施率の向上として「いつでも、気軽に」できるスポーツとして、ウォーキングや軽スポーツに焦点を当てた答申となっています。今後、生涯学習課ではウォーキングについて付加価値を付けたアイデアを出して取り組んでいきたいと思っています。

○**教育長** 社会教育委員の会に諮問をさせていただき、答申をされました。

その他に本日の議案などについてご質問はございますか。

○**加木屋委員** 先ほどの放課後児童クラブについて、4月からはどのようにするのですか。

○**幼児支援課長** 学校が始まるものとして動いています。4月1日ですが31名ほどタクシーでの移動についてご案内をさせていただきました。8名が利用されます。その他に案内をさせていただいた方でNPOの方に行かれるかたもみ

えます。隠れ待機の児童が今のところ18名います。

○加木屋委員 4月1日より新1年生も対象となりますか。

○幼児支援課長 はい。第一次の申し込み期間の3年生までは全ての方がご案内できていますが、1月、2月などで申し込まれた低学年の方で他の施設へタクシーを利用される方がいます。

○教育長 最初の申し込みで割り振り、その後に本田や南小校区のお子さんと定員のため入れない方をタクシーで他の施設にご案内している状況ですね、最終的に31名ですね。今年度は、穂積や本田小学校の施設改修をしましたが、特に本田では申し込みが多くなりました。

○幼児支援課長 本田では、1年生45名の申し込みがありました。

○教育長 その他ご質問、ご意見ございますか。

閉会の宣告

○教育長 次回については、4月1日水曜日の午後2時30分から教育支援センターにて教育委員会着任式へのご出席をお願いします。第4回教育委員会定例会については、4月30日木曜日の午後2時から仮の予定としてお願いしますが、後日に連絡をさせていただきます。これをもちまして、令和2年第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時50分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月23日

瑞穂市教育委員会 教育長

加納 博明

委員

加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。